

東南アジア考古学会奨励賞規程

2009年11月14日制定

第1条（目的）

奨励賞は、東南アジア考古学会設立30周年を記念し、東南アジア及び関連地域の考古学研究において顕著なる業績を挙げた若手の研究者を顕彰・奨励し、当該地域における将来の調査・研究の更なる活性化を目的とする。

第2条（授賞対象者）

1. 奨励賞は、受賞年度内に39歳以下の本学会会員で、個人名で発表した東南アジア及び関連地域の考古学に関する優れた研究業績（著書・論文）を有し、将来の活躍が期待される若手研究者を授賞の対象とする。
2. 但し、本学会奨励賞を既に受賞している者は、重ねて受賞することはできない。

第3条（募集）

1. 第2条の条件に基づき、本学会会員より受賞候補者を募集する。応募は受賞を希望する本人からの申請に限る。
2. 応募者は申請にあたり、以下に定める申請書類一式を学会事務局に提出すること。
 - ・ 申請書（所定の様式に基づく）
 - ・ 履歴書（学歴及び職歴を明示すること）
 - ・ 主要業績一覧
 - ・ 主要研究業績（著書・論文）の原本

第4条（選考）

1. 授賞者の選考にあたり、奨励賞選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は会長及び副会長、選考委員より成る。
3. 会長は、専門分野を考慮した上で適当数の選考委員を、本学会会員の中から任命する。
4. 委員決定後、選考委員会は直ちに選考を開始し、授賞者を決定する。

第5条（表彰）

以上の手続きにより決定された授賞者に対し、東南アジア考古学会大会において表彰し、その結果を学会誌・ホームページ等において発表する。

第 6 条（取消）

授賞者の申請内容に虚偽の記載があった場合は、賞を取り消す。

附 則

この規程は、2009 年 11 月 14 日から施行する。